

当 座 預 金

2019年12月 1日 現在

1 . 商品名 (愛称)	当座預金	
	(一般用)	(マル専手形)
2 . 販売対象	・法人、個人	
3 . 期間	・特に期間の定めはありません	
4 . 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預け入れできます ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 	
5 . 払戻 (受取) 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時払戻しができます ・ 払戻しの場合は小切手を使用してください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル専手形に限って支払います ・ その他の手形、小切手の支払いはしません
6 . 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金には利息がつきません 	
7 . 解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 3 月と 9 月にこの預金の受払が 6 カ月間なかった場合および交付枚数が全部引落された場合取引は終了
8 . 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形用紙、小切手用紙の交付を受けるにあたって当金庫所定の手数料を支払ってください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形用紙の交付を受けるにあたって当金庫所定の手数料を支払ってください
9 . 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は手形交換所規則に従って処理します 	
10 . 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9 時～17 時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031) 、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588) 、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 	

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
11 . その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払ができます 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の約束手形用紙以外の小切手用紙や、為替手形用紙などは、いっさい交付しません
	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険制度による保護対象となり、全額保護されます 	

(当座預金)